

知的財産

提出日:平成 18 年 1 月 6 日

提出先:内閣官房知的財産戦略推進事務局

平成 18 年 1 月 6 日

内閣官房知的財産戦略推進事務局御中

日本機械輸出組合
知的財産権問題専門委員会
委員長 外川 英明

知的財産基本法の施行状況に対する意見

日本機械輸出組合は、わが国の機械貿易・投資の健全な発展を図るべく設立された機械メーカー、商社、エンジニアリング企業より構成される全国的な団体であり、機械産業の国際競争力強化を図る上での知的財産権問題の重要性に鑑み、知的財産権問題専門委員会を設置してわが国及び海外の知的財産権諸制度の検討を行い、内外の知的財産権制度の整備拡充及び障壁削減を促してまいりました。

さて、この度、内閣官房知的財産戦略本部におかれまして、知的財産基本法の施行状況に対する意見を募集しておりますところ、当委員会において検討した結果、下記の通り意見を提出いたします。

記

1. 知的財産基本法の施策について

知的財産に係る各種の施策は、概ね、知的財産基本法に沿って実施されてきたものであり、評価できる成果が上がっているものと考えます。ただし、知的財産権に関する教育の振興と人材の育成についての施策の実施については、成果が明確になるのは今後の事になりますが、もう少し力を入れるべきものと考えます。

2. 実施施策は、知的財産立国に資するものであったか

最近の一連の法改正や制度改正は、知的財産立国に資するものと考えます。特に、知財高裁の新設という知的財産関連の司法制度改革の意義は大きいと思われます。また、地域ブランド登録制度の新設は、今後、地域産業を活性化するものと考えられま

す。

3. 今後の課題および構じるべき措置について

審査の迅速化については様々な施策が進行中ですが、更なる促進策の実施が必要であると考えます。また、上記1で述べたとおり、知的財産権に関する教育の振興と人材育成が、課題と思われます。この点に関し、法科大学院制度と並行して、実務重視の人材育成も考えるべきと思われます。

さらに、企業活動のグローバル化の状況にかんがみ、我が国として、東アジア地域の広域単一特許制度、あるいは世界特許制度といわれるような国を超えた統一特許制度の実現に向けての活動をすべきと考えます。

以上

<本件連絡先>

日本機械輸出組合 通商・投資グループ（谷口、江川）

〒105-0011 港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401

電話：03-3431-9348 FAX：03-3436-6455